

第 5 3 6 回岡山海区漁業調整委員会
議 事 録

令和 4 年 5 月 2 3 日（月）

【第536回岡山海区漁業調整委員会】

1 日 時 令和4年5月23日（月） 14時30分～15時16分

2 場 所 サンビーチ岡山
岡山市北区駅前町2-3-31

3 出席者

[委 員]

会 長 井本 瀧雄
委 員 國屋 利明
小谷 基
豊田 安彦
福重さと子
松下 勘次
三宅秀次郎

栗田 睦
柴田 悟
平田 晋也
藤井 義弘
松本 正樹

計12名

[水産課]

水産課長 石飛 博敏
主 幹 弘奥 正憲

総括副参事 濱崎 正明
技 師 角田 成美

[事務局]

事務局長 清水 生三

副 参 事 古村 振一

4 審議事項

第1号議案 委員会指示について
(結果) 原案どおり承認

第2号議案 漁業権の一斉切替方針について
(結果) 原案どおり承認

5 内 容

【清水局長】

本日は、お忙しい中、お集まりいただきましてありがとうございます。それでは定刻となりましたので、ただ今から第536回岡山海区漁業調整委員会を開会いたします。

私は、本年度からこの委員会の事務局をさせていただいております清水と申します。どうぞよろしくお願いします。

その他の事務局と水産課の異動につきましては、本日お配りしております資料の最後に添付しておりますので、後程御覧ください。なお、事務局担当職員が弘奥から古村に変更となっております。

本日の出席委員は12名で、過半数の委員出席となっておりますので、漁業法第145条第1項の規定により、この委員会は成立しておりますことを御報告申し上げます。

それでは、井本会長、議事進行をよろしくお願いします。

【井本会長】

議事に入る前に、議事録の署名委員さんを指名させていただきます。國屋委員、藤井委員、よろしくお願いします。

それでは、議事に入ります。第1号議案、委員会指示についてを審議したいと思います。事務局から説明をお願いします。

【古村副参事】

（あみ押網漁業、通称ガッチャンの操業についての委員会指示について説明した。）

【井本会長】

ただいま説明を受けた件につきまして何か御意見、御質問等がございましたらお願いいたします。

【福重委員】

以前から継続されてる指示ということですが、元々、この指示を始めた理由は、水産資源の枯渇か何かですか。

【古村副参事】

過去の経緯を調べてみると、児島湾では5馬力の底びき網でアミを漁獲している実態がありますが、底びき網とガッチャンとの競合の問題があつて、地元の要請を受けて昭和52年8月から委員会指示をしています。

【福重委員】

競合っていうのは、同じ時期にやると、漁船同士が衝突するとか。

【古村副参事】

同じアミを漁獲する漁法なので、時期、区域が競合するため、期間、区域等を分ける必要があつたのではないかと思います。

【石飛課長】

この指示に至った経緯を簡単に説明します。元々、児島湾周辺では底びき網

でアミを漁獲する「アミこぎ網」という許可がございました。一方で、この通称ガッチャンというのは、自由漁業で、隻数も限られておらず、底びき網のように漁船のエンジンの馬力数の制限ありません。また、ガッチャンというのは機動的に操業できるため、底びき網が操業できないような沿岸部ですとか、ノリ網の周辺も操業していた実態があります。自由に操業できる漁業なので、隻数もどんどん増えて、アミを取り合いになる、また漁場での他の業者とのトラブルも発生すると、こういった経緯もありまして、その当時委員会指示を行い、これまで続いている状況にあります。委員会指示に至った経緯は以上です。

【井本会長】

他にないようですので、案のとおり指示してよろしいでしょうか。

【全委員】

異議なし。

【井本会長】

異議がないようですので案のとおり指示することといたします。

続きまして第2号議案、漁業権の一斉切替方針について水産課から説明をお願いいたします。

【角田技師】

(漁業権の一斉切替方針について説明した。)

【井本会長】

ただいま説明を受けました件につきまして何か御意見、御質問等がございましたらお願いします。

【三宅委員】

前回の10年前は、共同漁業権と区画漁業権で2回総会を開催したと思いますが。

【濱崎総括副参事】

前回は、漁場計画の作成までかなり時間がかかったため、6月の通常総会は共同漁業権のみで、免許の時期の遅い区画漁業権については、臨時総会を開催していただきました。臨時総会を開くにも手間と費用がかかりますので、通常総会でどちらも申請できるように、今回はスケジュールを組んでいます。

事務は大変だと思いますが、10年に1度なので、区画、共同の両方の切替がスムーズにできるように早急に事務を進めていきたいと思っています。

【栗田委員】

一斉切替方針で、前回と異なっていることはありますか。

【濱崎総括副参事】

漁業法の改正がございまして、5年毎に漁場計画を作成することが新しく追加されました。今回の一斉切替は、存続期間が10年の共同漁業権と、5年の区画漁業権の両方行うこととなります。これまでは、区画漁業権は5年毎に、共

同漁業権は10年毎に漁場計画を作成していましたが、漁業法の改正で10年の期間がある共同漁業権についても、漁場が適正に使用されているか、新たな免許要望があるかどうかを調べて、漁場計画を5年毎に作成することに変更されました。

6 ページの上から3行目の部分が一部追加されております。これも漁業法改正に伴うものです。具体的には現在、適切かつ有効に活用されている漁業権については、原則として現行の漁業権の範囲内で漁場計画を策定するとありますが、この適切かつ有効というところが追加されました。

共同漁業権の1行目ですが、共同漁業権は、その内容たる漁業を自ら営まない組合が免許を受ける「団体漁業権」が追加されています。漁協が免許を受けて組合員に行使させるもので、これが団体漁業権です。

区画漁業権には「団体漁業権」とその内容たる漁業を自ら営む漁協等が免許を受ける「個別漁業権」があります。漁協が免許を受けて組合員に行使させる「団体漁業権」と、漁業を営む方に直接免許する「個別漁業権」、以前は経営者免許と言っていました。以上が新しく追加された内容です。

【栗田委員】

そうすると基本的には法改正に伴う変更と理解してよろしいですか。

【濱崎総括副参事】

はい、そのとおりです。

【井本会長】

他に何かありませんか。なければ、以上で議事は終了しましたが事務局から何かありますか。

【古村副参事】

次回の委員会を7月の下旬から8月の上旬に行いたいと考えてます。内容としては委員会指示の更新が10件あります。

【井本会長】

それではこれをもちまして第536回岡山海区漁業調整委員会を閉じさせていただきます。ありがとうございました。

終了時刻：15時16分

上記のとおり議事の顛末を記し、事実と相違ないことを証する。

令和4年5月23日

会 長

議事録署名委員

議事録署名委員
